

一般社団法人 投資信託協会
会長 松下 浩一 殿

りそなアセットマネジメント株式会社
代表取締役 西山 明宏 ㊞

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2024年 5 月末現在

| | |
|----------|----------------|
| 資本金の額 | 1,000,000,000円 |
| 発行可能株式総数 | 3,960,000株 |
| 発行済株式総数 | 3,960,000株 |

- 過去 5 年間ににおける主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。取締役会は、業務執行を分担して行う責任者を執行役員として選任することができます。また、取締役会は、取締役および執行役員の職務執行を監督します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となります。取締役社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

取締役は株主総会において選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

経営会議は、経営に関する全般的な重要事項および重要な業務執行案件を協議します。

監査等委員会は、代表取締役その他の業務執行取締役の職務の執行を監査する独立の機関であるとともに、監査等委員である取締役以外の業務執行取締役の選任・解任・辞任および報酬等について監査等委員会としての意見を決定します。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社では、以下P. D. C. Aサイクルにて投資運用の意思決定を行っています。

○PLAN：計画

- ・ 運用戦略部は、運用基本方針や主な投資制限などを策定し、運用委員会にて協議します。

○DO：実行

- ・ 運用部門のファンドマネージャーは、決定された運用基本方針等に基づいて運用計画を策定し、ファンドマネージャーが所属する部の部長が承認します。
- ・ ファンドマネージャーは、決定された運用計画に沿って運用指図を行いポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。
- ・ 運用部門の各部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。
- ・ 売買発注の執行は、運用計画の策定等から組織的に分離されたトレーディング部が、発注先証券会社等の選定ルール等に基づく最良執行を行うよう努めます。

○CHECK：検証→ACTION：改善

- ・ 法令等や主な投資制限の遵守状況等については、運用部門から独立した運用リスク管理部がモニタリングを行います。その結果は、運用評価委員会に報告するとともにすみやかに運用部門にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。
- ・ 運用実績等については運用評価委員会が統括し、運用部門に対する管理・指導を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。

2024年5月末日現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|------------|-----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 166 | 1,823,264 |
| 単位型株式投資信託 | 8 | 34,546 |
| 単位型公社債投資信託 | 11 | 20,445 |
| 合計 | 185 | 1,878,256 |

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2023年3月31日) | 当事業年度 (2024年3月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 9,745,910 | 13,119,743 |
| 前払費用 | 323,722 | 370,082 |
| 未収入金 | 314 | 251 |
| 未収委託者報酬 | 948,037 | 1,130,264 |
| 未収運用受託報酬 | 2,750,484 | 3,192,978 |
| 未収投資助言報酬 | 479,787 | 528,962 |
| 流動資産計 | 14,248,255 | 18,342,282 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | ※1 11,556 | 10,220 |
| 器具備品 | ※1 17,947 | 29,165 |
| 有形固定資産計 | 29,503 | 39,386 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 11,002 | 8,159 |
| 無形固定資産計 | 11,002 | 8,159 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 60,103 | 106,647 |
| 繰延税金資産 | 117,863 | 143,330 |
| 投資その他の資産計 | 177,967 | 249,977 |
| 固定資産計 | 218,474 | 297,523 |
| 資産合計 | 14,466,729 | 18,639,805 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2023年3月31日) | 当事業年度 (2024年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | |
| 未払手数料 | 252,008 | 334,583 |
| その他未払金 | 263,623 | 323,811 |
| 未払費用 | 111,825 | 120,123 |
| 未払法人税等 | 607,485 | 963,350 |
| 未払消費税等 | 99,188 | 192,864 |
| 預り金 | 2,245 | 3,404 |
| 賞与引当金 | 265,505 | 299,790 |
| 流動負債計 | 1,601,882 | 2,237,928 |
| 負債合計 | 1,601,882 | 2,237,928 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 490,000 | 490,000 |
| 資本剰余金計 | 490,000 | 490,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 11,375,212 | 14,907,622 |
| 利益剰余金計 | 11,375,212 | 14,907,622 |
| 株主資本計 | 12,865,212 | 16,397,622 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △364 | 4,254 |
| 評価・換算差額等計 | △364 | 4,254 |
| 純資産合計 | 12,864,847 | 16,401,876 |
| 負債・純資産合計 | 14,466,729 | 18,639,805 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 4,696,038 | 5,305,650 |
| 運用受託報酬 | 5,142,361 | 5,754,081 |
| 投資助言報酬 | 952,145 | 1,007,903 |
| 営業収益計 | 10,790,545 | 12,067,636 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 1,210,415 | 1,449,655 |
| 広告宣伝費 | 68,988 | 171,443 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 1,772,867 | 2,013,532 |
| 委託調査費 | 148,470 | 119,505 |
| 委託計算費 | 300,448 | 276,698 |
| 事務委託費 | 26,903 | 39,175 |
| 営業雑経費 | | |
| 印刷費 | 114,901 | 134,495 |
| 協会費 | 13,978 | 14,633 |
| 販売促進費 | 836 | 7,194 |
| その他 | 70,972 | 90,318 |
| 営業費用計 | 3,728,783 | 4,316,653 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 124,995 | 136,596 |
| 給料・手当 | 1,361,136 | 1,452,513 |
| 賞与 | 192,845 | 234,518 |
| 賞与引当金繰入額 | 265,505 | 299,790 |
| 旅費交通費 | 20,681 | 39,740 |
| 租税公課 | 85,343 | 95,998 |
| 不動産賃借料 | 113,302 | 124,318 |
| 固定資産減価償却費 | 13,938 | 17,438 |
| 諸経費 | 267,977 | 311,828 |
| 一般管理費計 | 2,445,724 | 2,712,744 |
| 営業利益 | 4,616,037 | 5,038,238 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 5,137 | 6,811 |
| 受取配当金 | 64 | 162 |
| 投資有価証券売却益 | 564 | 2,000 |

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 為替差益 | — | 50,481 |
| 雑収入 | 2,431 | 3,233 |
| 営業外収益計 | 8,198 | 62,688 |
| 営業外費用 | | |
| 投資有価証券売却損 | 290 | 15 |
| 為替差損 | 64,517 | — |
| 雑損失 | 22 | 2,326 |
| 営業外費用計 | 64,829 | 2,341 |
| 経常利益 | 4,559,406 | 5,098,585 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除去損 | 2,368 | — |
| 特別損失計 | 2,368 | — |
| 税引前当期純利益 | 4,557,038 | 5,098,585 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,384,185 | 1,593,680 |
| 法人税等調整額 | 1,450 | △27,504 |
| 法人税等計 | 1,385,636 | 1,566,175 |
| 当期純利益 | 3,171,401 | 3,532,410 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|-----------|---------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 490,000 | 490,000 | 8,203,810 | 8,203,810 | 9,693,810 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | — | — | — | 3,171,401 | 3,171,401 | 3,171,401 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | — | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | — | — | 3,171,401 | 3,171,401 | 3,171,401 |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 490,000 | 490,000 | 11,375,212 | 11,375,212 | 12,865,212 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,318 | 1,318 | 9,695,129 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | — | — | 3,171,401 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | △1,682 | △1,682 | △1,682 |
| 当期変動額合計 | △1,682 | △1,682 | 3,169,718 |
| 当期末残高 | △364 | △364 | 12,864,847 |

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|-----------|---------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 490,000 | 490,000 | 11,375,212 | 11,375,212 | 12,865,212 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | — | — | — | 3,532,410 | 3,532,410 | 3,532,410 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | — | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | — | — | 3,532,410 | 3,532,410 | 3,532,410 |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 490,000 | 490,000 | 14,907,622 | 14,907,622 | 16,397,622 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | △364 | △364 | 12,864,847 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | — | — | 3,532,410 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | 4,618 | 4,618 | 4,618 |
| 当期変動額合計 | 4,618 | 4,618 | 3,537,028 |
| 当期末残高 | 4,254 | 4,254 | 16,401,876 |

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを通算親法人とするグループ企業内の通算子法人として、グループ通算制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2023年3月31日) | 当事業年度 (2024年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 2,865千円 | 4,201千円 |
| 器具備品 | 40,455千円 | 52,832千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首 | 増加 | 減少 | 当期末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 3,960,000 | — | — | 3,960,000 |

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首 | 増加 | 減少 | 当期末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 3,960,000 | — | — | 3,960,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 当会計年度中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当会計年度の末日後となるもの。

2024年5月27日開催の取締役会に次の議案を提案いたします。

| 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 配当の原資 | 基準日 | 効力発生日 |
|-------|-----------------|-----------------|-------|------------|------------|
| 普通株式 | 1,766 | 446.01 | 利益剰余金 | 2024年3月31日 | 2024年5月28日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、運用受託先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------|--------------|--------|----|
| 投資有価証券 | 60,103 | 60,103 | — |
| 資産計 | 60,103 | 60,103 | — |

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| その他 | — | 34,625 | 1,996 | — |
| 合計 | — | 34,625 | 1,996 | — |

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------|--------------|---------|----|
| 投資有価証券 | 106,647 | 106,647 | — |
| 資産計 | 106,647 | 106,647 | — |

（注）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| その他 | — | 68,696 | 6,973 | 3,974 |
| 合計 | — | 68,696 | 6,973 | 3,974 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|--------|------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 投資信託 | — | 60,103 | — | 60,103 |
| 資産計 | — | 60,103 | — | 60,103 |

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|----------------|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 投資信託 | — | 106,647 | — | 106,647 |
| 資産計 | — | 106,647 | — | 106,647 |

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|---------|----------|--------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | 29,229 | 26,990 | 2,239 |
| | 小計 | 29,229 | 26,990 | 2,239 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | 30,874 | 33,639 | △2,764 |
| | 小計 | 30,874 | 33,639 | △2,764 |
| 合計 | | 60,103 | 60,629 | △525 |

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|---------|----------|---------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | 50,401 | 41,986 | 8,415 |
| | 小計 | 50,401 | 41,986 | 8,415 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | 56,245 | 58,529 | △2,283 |
| | 小計 | 56,245 | 58,529 | △2,283 |
| 合計 | | 106,647 | 100,515 | 6,132 |

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-------|---------|---------|
| 投資信託 | 9,274 | 564 | 290 |
| 合計 | 9,274 | 564 | 290 |

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|--------|---------|---------|
| 投資信託 | 12,985 | 2,000 | 15 |
| 合計 | 12,985 | 2,000 | 15 |

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2023 年 3 月 31 日) | 当事業年度 (2024 年 3 月 31 日) |
|--------------|----------------------------|----------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 81,271 千円 | 91,795 千円 |
| 未払事業所税 | 1,628 千円 | 1,738 千円 |
| 未払事業税 | 31,451 千円 | 47,887 千円 |
| 未確定債務 | 961 千円 | 769 千円 |
| 減価償却超過額 | 2,390 千円 | 3,016 千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 846 千円 | 699 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 118,549 千円 | 145,906 千円 |
| 評価性引当額 | — | — |
| 繰延税金資産合計 | 118,549 千円 | 145,906 千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 685 千円 | 2,576 千円 |
| 繰延税金負債合計 | 685 千円 | 2,576 千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 117,863 千円 | 143,330 千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| | |
|--------------------|---------------|
| 法定実効税率 | 30.61% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.04% |
| 住民税均等割 | 0.08% |
| その他 | <u>△0.32%</u> |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | <u>30.41%</u> |

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| | |
|--------------------|---------------|
| 法定実効税率 | 30.62% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.02% |
| 住民税均等割 | 0.07% |
| その他 | <u>0.01%</u> |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | <u>30.72%</u> |

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益額 |
|-----------|-----------|
| 株式会社りそな銀行 | 5,545,681 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益額 |
|-----------|-----------|
| 株式会社りそな銀行 | 6,148,663 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円)(注4) |
|-------------|-----------|--------|---------------|------------|----------------|-------------------------------|------------|-----------|----------|--------------|
| 子会社 親会社の | 株式会社りそな銀行 | 大阪市中央区 | 279,928 | 銀行業務及び信託業務 | - | 投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任 | 運用受託報酬(注1) | 4,790,900 | 未収運用受託報酬 | 2,557,553 |
| | | | | | | | 投資助言報酬(注2) | 754,781 | 未収投資助言報酬 | 410,936 |
| | | | | | | | 支払手数料(注3) | 801,950 | 未払手数料 | 161,752 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) (注4) |
|-----|-----------|--------|-------------------|------------|------------------------|-------------------------------|----------------|--------------|--------------|----------------------|
| 子会社 | 株式会社りそな銀行 | 大阪市中央区 | 279,928 | 銀行業務及び信託業務 | - | 投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任 | 運用受託報酬 (注1) | 5,325,355 | 未収運用 受託報酬 | 2,985,561 |
| | | | | | | | 投資助言報酬 (注2) | 823,308 | 未収投資 助言報酬 | 463,233 |
| | | | | | | | 支払手数料 (注3) | 964,675 | 未払手数料 | 215,271 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|---------------------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 3,248円70銭 | 4,141円89銭 |
| 1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失(△) | 800円86銭 | 892円02銭 |

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|--------------------------------|--|--|
| 当期純利益又は当期純損失(△)(千円) | 3,171,401 | 3,532,410 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円) | 3,171,401 | 3,532,410 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 3,960,000 | 3,960,000 |

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

公開日 2024年6月28日

作成基準日 2024年5月22日

本店所在地 東京都江東区木場一丁目5番65号

お問い合わせ先 経営管理部

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅 則

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武 嗣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。